茨城県スポーツリーダーバンク設置要綱

(設置)

第1条 県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及,発展を図るため,有能なスポーツ活動指導者 (以下「指導者」という。)の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体,学校」等の要請に応じて適 切な指導者を紹介できるよう茨城県教育委員会に,茨城県スポーツリーダーバンク(以下「リーダー バンク」という。)を設置する。

(業務)

- 策2条 リーダーバンクの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 指導者の登録と紹介に関すること。
 - (2) 指導者に関する情報の提供に関すること。
 - (3) スポーツ・レクリエーション関係団体との連絡提携に関すること。
 - (4) その他リーダーバンクの目的達成に必要と認められること。

(庶 務)

第3条 リーダーバンクの庶務は、茨城県教育庁学校教育部保健体育課において処理する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、リーダーバンクの業務に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年10月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年12月13日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。